

令和2年3月12日

養父市議会議長 深澤巧様

生活環境常任委員会

委員長 植村和好

委員会審査報告書

令和2年2月27日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 審査年月日

令和2年3月2日（月）

2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第10号	養父市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第14号	養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第15号	養父市地域自治組織の財政支援に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第21号	養父市市営住宅設置及び管理条例並びに養父市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

（別紙）審査内容等報告書

(別紙)

生活環境専門委員会 審査内容等報告書

議案第15号 養父市地域自治組織の財政支援に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【質疑】地域活動推進員の社会保険加入は、事務員のほか事務局長も加入することができるのか。

【答弁】地域自治組織が事業所として社会保険適用可能となった場合は、加入要件を満たす雇用者はすべて社会保険に加入しなければならない。事務局長の雇用形態が要件を満たす場合は加入することになる。

議案第21号 養父市市営住宅設置及び管理条例並びに養父市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

【質疑】連帯保証人制度は滞納の抑止力となっている。現在、連帯保証人は2人であるが、極度額を設け連帯保証人1人を残す検討はしたか。

また、連帯保証人の廃止により、敷金納入だけでの入居契約になるが敷金の算定基準はあるのか。

【答弁】今後、高齢者の単身世帯が増える中で、連帯保証人の確保が困難になることが予測される。真に住宅を要する市民に住宅の提供ができないことがあってはならないことから、国・県に倣い連帯保証人を廃止し、敷金だけでの入居契約にすることとしたものである。算定基準は家賃の3か月分としている。